

登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の主な相違点

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、博物館登録原簿に登録されたもの（法第2条①）	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの （法第29条）	博物館と同種の事業を行う施設（登録又は指定を受けていないもの）（根拠規定はないが、社会教育調査上、上記のように規定）
設置主体	①地方公共団体（法第2条①） ②民法第34条の法人 ③宗教法人 ④政令で定める法人（日本赤十字社、日本放送協会）	制限なし	制限なし
登録又は指定主体	都道府県教育委員会が登録 （法第10条）	①国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣が指定 ②①以外の施設については都道府県教育委員会が指定 （法第29条）	なし
職員	①館長、学芸員必置（法第4条） ②法に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること（法第12条2号）	学芸員に相当する職員の必置 （規則第19条3号）	制限なし
年間開館日数	150日以上（法第12条4号）	100日以上（規則第19条5号）	制限なし
資料	法に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること （法第12条1号）	博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること（規則第19条1号）	制限なし
施設等	法に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること （法第12条3号）  建物延面積 165㎡以上（登録審査基準）	博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること （規則第19条2号） 建物延面積 132㎡以上（指定審査要項）	制限なし  建物延面積 相当施設と同様
設置数 (14.10.1)	819館  〔公立 493 民法法人立 295 宗教法人立等 31〕	301館  〔国立 21 独立行政法人 10 公立 115 民法法人立 61 その他立 94〕	4,243館  〔国立 124 独立行政法人 6 公立 3,184 民法法人立 306 その他立 623〕
国の施策	《公立》 ・設備整備費補助  《私立》 ・日本政策投資銀行等による低利融資 ・税制上の優遇措置	《公立》 なし  《私立》 ・日本政策投資銀行等による低利融資	《公立》 なし  《私立》 ・日本政策投資銀行等による低利融資（科学技術をテーマとするもの）

(注) 法…博物館法；規則…博物館法施行規則